

職 審 一 7 2

平成21年2月27日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則17-2（職員団体のための職員の行為）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則17-2（職員団体のための職員の行為）の運用について（昭和43年11月6日職組-961）」の一部を下記のとおり改正したので、平成21年4月1日以降は、これによってください。

記

第6条関係第6項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

以 上